

## 第442回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和5年11月15日（水）
- 2 開催年月日 令和5年12月14日（木）午後1時30分から午後2時10分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階大会議室
- 4 出席者

### 委員（11名）

大井誠治会長、菅野信弘委員、渡部容子委員、熊谷正樹委員、砂田光保委員、小川原泉委員、三田地和彦委員、藏徳平委員、湊謙委員、梶健一郎委員、斎藤千加子委員

[欠席4名：八木橋美紀委員、亙理榮好委員、金澤秀男委員、平井俊朗委員]

### 岩手県

森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長、太田漁業調整課長、野澤振興担当課長、平嶋特命課長、藤原主任主査、荒木主任主査、堀越主任主査、高梨主任、筒井沿岸広域振興局水産部長、阿部大船渡水産振興センター所長、志田宮古水産振興センター所長、工藤県北広域振興局水産部長、西洞水産技術センター副所長、横澤漁業取締事務所長

### 事務局

前川事務局長、大野事務局次長、加賀主任主査

### 傍聴者

赤平英之

### 報道関係者

なし

## 5 委員会の議事

第1号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

第2号議案 令和6管理年度における岩手県の特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群）の漁獲可能量について（諮問）

## 6 報告事項

- （1）漁業権漁業における資源管理状況及び漁場活用状況等の報告について
- （2）岩手県資源管理協定審査基準の策定について

## 7 委員会の経過

### 前川事務局長

それでは、定刻となりましたので会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。

## 大井会長

皆様、御苦勞様でございます。ただ今から、第442回岩手海区漁業調整委員会を開催いたします。開催に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ御出席をいただき、ありがとうございます。また、県からは、関係職員に御出席をいただき、御苦勞様でございます。

さて、本日御審議いただく議案は、知事許可漁業の制限措置と令和6管理年度における特定水産資源の漁獲可能量に関する県からの諮問でございます。

そのほか、報告事項が2件ございますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶といたします。大変、御苦勞様でございます。

## 前川事務局長

ありがとうございました。それでは、これからの議事進行につきましては、会長によりしくお願いいたします。

## 大井会長

それでは、議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。本日は、八木橋委員、亘理委員、金澤委員、平井委員が欠席でございますが、11名の委員に出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員についてであります。岩手海区漁業調整委員会会議規程第8条第2項の規定により、私から指名させていただきます。議事録署名委員として、砂田委員と斎藤委員をお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

## 大井会長

それでは、第1号議案でございます。「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」を上程します。事務局から説明をお願いいたします。

## 前川事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第1号議案、「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」。要旨、岩手県知事から岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）第4条第1項第4号及び第12号に掲げる知事許可漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び同規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置を定めるに当たり、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります県漁業調整規則及び漁業法の規定につきましては、資料の15ページ以降に抜粋して整理してございます。最初に、15ページを御覧願います。今回の制限措置等を定めようとする漁業でございますが、県漁業調整規則第4条第1項の太字で下線を引いて表記している所になりますが、第4号の「かじき等流し網漁業」と第12号の「かご漁業」の二つの漁業が対象でございます。この漁業の許可に際し、制

限措置として定める項目等につきましては、次の16ページの県漁業調整規則第11条第1項と、次の17ページの漁業法第42条第1項に、それぞれ太字で下線を引いて表記してございます。内容につきましては、これまで同様の諮問があった際に説明させていただいておりましたので、ここでの改めての確認は省略させていただきます。

また、漁業調整規則、漁業法ともに、それぞれ同条の第3項で、この制限措置等を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないことが規定されてございまして、これが今般の県からの諮問の根拠となるものでございます。

それでは、1ページを御覧願います。令和5年12月4日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案タイトルと同じでございます。その後の本文につきましては、諮問の根拠となる法令とその関係条項が整理されておまして、結びに委員会の意見を求めることが記載されてございます。

2ページ以降に、対象となる二つの漁業の制限措置の内容等について資料を添付しておりますので、その詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

#### 太田漁業調整課長

それでは、第1号議案「知事許可漁業の制限措置等」につきまして、御説明いたします。初めに、資料13ページ「知事許可漁業の制限措置等の設定について」をお開き願います。以降、着座にて失礼させていただきます。

知事許可漁業の許可申請の募集に当たっては、許可すべき船舶の数など、上段の表、着色した項目を「制限措置」として定め、その内容を予め公示することとされております。今回お諮りいたしますのは、同じ13ページ中段の表「操業区域を岩手県沖合海面とする知事許可漁業の種類」に着色しております3番の「かじき等流し網漁業」と11番の「かご漁業」、下段の表「操業区域を共同漁業権区域内とする知事許可漁業の種類」に着色しております4番の「かご漁業」でございます。

次のページをお開き願います。今回の諮問の対象となります漁業に係る制限措置について、御説明いたします。2の制限措置のうち、「許可及び起業の認可をすべき船舶等の数について」を御覧ください。まず、(1)「操業区域を岩手県沖合海面とする知事許可漁業」のア「かじき等流し網漁業」は、現在の許可数2隻に対し、許可の要望数が4隻となっておりますが、当該漁業につきましては、国際的な資源保護の観点から現在の許可隻数を増やさないよう国から技術的助言があることを踏まえ、現在の許可数と同数の2隻の許可枠を公示しようとするものでございます。公示案につきましては、資料の2ページから3ページに示しているところでございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

続きまして、イ「かご漁業」は、令和4年12月31日現在の許可数を基準とし、業界団体の意見を踏まえ、現在の許可数と同数の合計556隻の許可枠を公示しようとするものでございます。こちらの公示案につきましては、資料の10ページから12ページに示しているところでございます。

続きまして、(2)「操業区域を漁業権区域内とするかご漁業」につきましては、共同漁業権区域内において漁業権者から同意を得た者が営むものであることから、公示する許可枠は定めなしとするものでございます。

なお、当該漁業の制限措置のうち「操業区域」につきましては、内容の変更を伴わない所要の整理を行っております。こちらも併せて御説明いたしますので、資料4ページの公示案を御覧ください。表の中ほどに示しております「操業区域」については、これまで「第一種共同漁業権の漁業権者から同意を得た海域」と定めておりましたが、国からの指導に基づき、より明確な表現に改めるため、免許番号による表記とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

#### 大井会長

ただ今、第1号議案について事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等ございましたら、御発言をいただきたいと思えます。

(小川原委員、「はい」の発言)

#### 大井会長

はい、どうぞ。

#### 小川原委員

一共、それから二共のかごの関係でございますけれども、今説明したとおり、二共の方の部分については岩手県全部で要望数が598あっても、556で免許したいということですか。

#### 太田漁業調整課長

現在の許可数と同数ということで考えております。

#### 小川原委員

二共の分について、かごの数が何かご入れるか、数量が規制されているんですか。

#### 太田漁業調整課長

かごの数については、規制しておりません。

#### 小川原委員

二共もしていないということは、一共の部分についても多分なっていないと認識していましたが、今年は特にマダコがかなり育って、各魚市場とも結構の水揚げがあったわけです。そういうことで組合員もかなりの人数が一共内でかごを入れて、多い人だと500ぐらい入れたり、少ない人は50個くらいとかで、その場所取りで大分組合員でも採めているケースがあるようですので、今後資源管理の関係からも、かごの数を制限するということ、例えば一隻当たり最高150とか制限するということ、県の方では何か検討する必要があるんじゃないかなと思うんですけど、その辺の回答を。

## 太田漁業調整課長

委員から御指摘がありましたかごの数の制限でございますが、現時点で制限をかけることというような検討はしておりませんでした。ただ最近、一共の中でタコ、特にマダコが増えているということがありまして、浅場でのかごがこれから盛んになってくることでありましたならば、漁協さん内部の行使規則等もありますが、県として必要があればそういった部分についても検討していくこともあり得ると考えております。

## 小川原委員

はい、よろしく申し上げます。

## 大井会長

ほか、ございませんか。

(発言なし)

## 大井会長

特に御意見等なければ、お諮りをいたします。第1号議案について、異議のない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

## 大井会長

全員賛成ですので、異議がない旨、答申することに決定いたします。

---

第1号議案終了

---

## 大井会長

続きまして、第2号議案でございます。「令和6管理年度における岩手県の特水産資源(さんま、まあじ、まいわし太平洋系群)の漁獲可能量について(諮問)」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

## 前川事務局長

それでは、第2号議案について御説明いたしますので、水色の表紙の資料を御準備願います。

第2号議案、「令和6管理年度における岩手県の特水産資源(さんま、まあじ、まいわし太平洋系群)の漁獲可能量について(諮問)」の要旨、岩手県知事から漁業法第15条第4項の規定により、農林水産大臣からさんま、まあじ、まいわし太平洋系群の本県漁獲可能量に係る通知があったことから、同法第16条第1項の規定による知事管理漁獲可能量を定めるに当たり、同条第2項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります漁業法の規定につきましては、資料の一番後ろ、8ページに抜粋して整理してございます。関係する箇所を太字として、下線を引いて表記しておりますが、これまで、漁獲可能量を定める諮問があった際に関係条項を説明させていただいておりましたので、ここでの改めての確認は省略させていただきます。

それでは1ページを御覧願います。令和5年12月8日付けで知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案タイトルと同じでございます。その後の本文では、農林水産大臣からの通知に基づき、知事管理漁獲可能性を定めたいので、委員会の意見を求めることが記載されております。知事管理漁獲可能性の案につきましては、2ページ以降に資料を添付しておりますので、内容の詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

#### 平嶋特命課長

水産振興課の平嶋でございます。第2号議案について、以降、着座にて御説明させていただきます。

まず、3ページを御覧願います。農林水産大臣から令和6年1月から12月までの令和6管理年度における本県漁獲可能性をさんまについては500トン、まあじについては現行水準、まいわし太平洋系群について18,700トンとする旨の通知がありました。

4ページを御覧願います。県では、特定水産資源の漁獲可能性の知事管理区分の配分については、この令和5年5月22日公表の岩手県資源管理方針に定めてございます。5ページを御覧願います。岩手県資源管理方針でまあじを規定する別紙1-1でございます。第3の太字の部分をご覧下さい。全量を岩手県まあじ漁業に配分するとあります。続いて6ページを御覧願います。まいわし太平洋系群を規定する別紙1-2でございます。第3の1の太字の部分をご覧願います。「95パーセントを岩手県まいわし漁業に配分し、残りを県の留保枠に充てる」、とあります。続いて、7ページを御覧願います。さんまを規定する別紙1-3でございます。同じく第3の1をご覧願います。「95パーセントを岩手県さんま漁業に配分し、残りを県の留保枠に充てる」、とあります。

戻りまして、2ページを御覧願います。今回お諮りします知事管理漁獲可能性の配分案でございます。岩手県資源管理方針に従い、さんまについては、95パーセントにあたる475トン进行さんま漁業に、残り25トンを県の留保とするものです。まあじについては、国から配分された現行水準全てをまあじ漁業に配分するものです。まいわし太平洋系群については、95パーセントに当たる17,765トンをまいわし漁業へ、残り935トンを県の留保とするものです。

なお、今回お示しした案は漁獲可能性の令和6管理年度の当初の設定ですが、この後、国から漁獲可能性の変更の通知があった場合についての取扱いについて、併せてお諮りいたします。この件につきましては、令和3年7月15日に開催されました第427回岩手海区漁業調整委員会にお諮りしておりますけれども、数量を明示して漁獲可能性の配分を受けている特定水産資源については、先ほど「まいわし」と「さんま」で御覧いただきましたように、第3の漁獲可能性の知事管理区分への配分基準において県の留保枠の割合を示してございます。漁獲量が急激に積み上がってから国から追加で配分を受けた場合や他県との融通により本県の漁獲可能性が変更された場合については、急ぎ知事管理

漁獲可能量を変更する必要があるため、変更された本県の漁獲可能量を当初の配分の割合で知事管理漁獲可能量と県の留保分に機械的に配分することとし、事後の海区漁業調整委員会で御報告させていただくことについても、併せてお諮りいたします。

以上が説明となりますが、今回の漁獲可能量を定めることに当たり、諮問の内容の変更を伴わない字句の修正については、県に御一任いただくようお願いいたします。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

#### 大井会長

ただ今、第2号議案について事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

(「異議ありません」の発声)

#### 大井会長

御意見等なければ、お諮りをいたします。第2号議案について、異議がない旨、答申することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

#### 大井会長

挙手全員でございますので、異議ない旨、答申することに決定をいたします。

---

第2号議案終了

---

#### 大井会長

次に、「報告事項」に移ります。

最初に「漁業権漁業における資源管理状況及び漁場活用状況等の報告について」、県から説明をお願いします。

#### 太田漁業調整課長

報告事項(1)「漁業権漁業における資源管理状況及び漁場活用状況等の報告」につきまして、黄色の表紙の資料を基にして御説明させていただきます。

漁業法第90条におきまして、漁業権者は漁場を適切かつ有効に活用する責務を有するとともに、1年に1回以上、資源管理の状況や漁場の活用状況等を知事に報告しなければならないと規定されております。

また、漁業権者から報告を受けた知事は海区漁業調整委員会に対し、その内容を1年に1回以上報告するものとされていることから、今回、令和4年度における漁場活用状況等を御報告するもので、報告対象は全ての漁業権漁業となります。これらの漁業権者から報告を受けた行使状況の概要を取りまとめたものが、黄色の表紙の資料となっております。

資料の1ページをお開き願います。表の見方について御説明します。

表の右上に報告対象期間を記載しております。今回の対象期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間となっております。その下に、点検結果凡例を示しております。

次に、表の左側から順に御説明します。「免許番号等」には免許番号と漁業権者を、「漁業の名称」には生産額が最も多い漁業名、「漁業時期」にはその漁業の始期と終期について、「漁場の活用状況」には操業状況として延べ日数または実際の操業期間、生産量として漁業権漁場ごとの生産量の合計値を記載しております。なお、干しマツモや殻付きカキなど重量が不明なものは、生産量には含めておりません。

続いて、漁業権行使者数の記載欄となっており、共同漁業権では、「組合員行使権」として経営体世帯数または行使者数、漁業従事者を含めた漁業者の実数、区画漁業権では「延べ行使者数」を記載しております。「資源管理に関する取組の実施状況」には、漁業権者が取り組んでいる漁業関係法令等の遵守状況、採捕制限に関する実施状況、資源増殖及び漁場保全に関する取組の実施状況などを記載しております。

それでは、漁業権漁業ごとに一括して、漁場活用状況を御報告させていただきます。第一種共同漁業権につきましては、資料の1ページから8ページに取りまとめております。資源管理に関する取組の実施状況としましては、3ページの一共第19号のほかは、適切かつ有効に活用されていると判断しております。一共第19号は久慈湾の湾口部に位置する漁場でありまして、水深が深く行使者がいないとのことですので、今後の漁場活用状況を注視していく必要がございます。

第二種共同漁業のうち、いかり止底刺し網漁業と磯建網につきましては、9ページから13ページに取りまとめております。一部の漁業権漁場では磯建網の操業実績がありませんが、全ての漁業権漁場で操業実績、資源管理に関する取組が確認できましたことから、適切かつ有効に活用されていると判断しております。第二種共同漁業のうち小型定置漁業については、14ページから17ページに取りまとめております。近年の厳しい資源状況を受け、免許の切替え前に漁業権を放棄し消滅した漁場が9漁場、今年9月の共同漁業権免許切替えに際し廃場した漁場が4漁場、行使希望者がなく休業の漁場が3漁場ございます。休業している3漁場は、今年9月の漁業権免許切替え後も存続しておりますので、今後の漁場活用状況を注視していく必要がございます。

定置漁業につきましては、資料の18ページから26ページに取りまとめております。小型定置漁業と同様に、近年の厳しい資源状況を受け、乗組員を確保できず休業が7漁場、令和6年3月の定置漁業権切替えに際して廃場となる漁場が1漁場ございます。

27ページ以降に、区画漁業について取りまとめております。生産実績がないことから、点検結果が状況注視となった漁場が7漁場ございます。いずれも、各漁業権者において、今後の活用方を検討中とのことでありまして、今後の活用を期待しているところでございます。また、今年9月の区画漁業権免許切替えに際し廃場した漁場が2漁場ございます。

状況注視と判定した漁業権漁場につきましては、次回の漁業権一斉切替えに向けて、今後の活用状況について引き続き注視していくこととなります。説明につきましては、以上でございます。

#### 大井会長

ただ今、県から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

(発言なし)

#### 大井会長

それでは、次に移ります。「岩手県資源管理協定審査基準の策定について」、県から説明をお願いします。

#### 平嶋特命課長

それでは、私から「岩手県資源管理協定審査基準の策定について」を御説明いたします。恐れ入りますが、着座にて御説明させていただきます。

緑色の資料、1ページを御覧ください。まず、1番の背景でございます。水産資源の資源管理につきましては、法令に基づく公的制限に加え、漁業者自身による自主的資源管理により推進されてきたところです。自主的資源管理につきましては、これまで国や都道府県が資源管理指針を作成し、これに基づいて、関係漁業者が資源管理計画を作成実行することにより推進されてきたところであり、本県においても平成23年3月に岩手県資源管理指針を策定し、令和5年11月末現在において計161件の資源管理計画が作成されております。また、当該計画に基づき、資源管理に取り組む漁業者を対象として、積み立てプラス等の漁業収入安定対策事業の活用が可能となっており、これらの制度により経営安定が図られてきたところでございます。先の漁業法改正により、これまで資源管理指針・計画に基づいて行われてきた自主的資源管理が法定化されたことを受け、これらの取組については、今後、国及び県が定める資源管理方針に基づき、漁業者が同一の目標を定め締結する資源管理協定へ移行することとなりました。

2番に今回御報告する趣旨でございます。資源管理協定は漁業法第124条の規定より知事の認定を受けることができるとされておりますが、協定の認定は、法令に基づく申請手続きと位置付けられることから、当該申請に対する諾否の判断を行うため行政手続法に基づく審査基準の策定とその公表が必要となります。このため、資源管理協定の認定に係る審査基準として、関係法令に基づき岩手県資源管理協定審査基準を策定、公表することに先立ち、海区漁業調整委員会に御報告するものでございます。

資料の2ページをお開き願います。岩手県資源管理協定審査基準(案)でございます。詳細な説明については割愛させていただきますが、審査基準に定める事項につきましては、漁業法及び漁業法施行規則等の関係法令に基づき協定に定めるべき資源管理措置の基準について示しているほか、不当に差別的でないこと、関係法令に違反するものでな

いこと等、協定の認定に係る判断基準を定めております。資料4ページの方に根拠法令をまとめておりますので、後ほど御目通しをお願いします。

なお、今後の予定でございますが、12月中旬を目途に当該審査基準を公表後、資源管理協定の認定申請を受け付け、令和6年3月1日までの資源管理協定への完全移行に向けて手続きを進めて行くこととしています。説明は以上でございます。

**大井会長**

ただ今、県から説明がありましたが、委員の皆様方から御意見、御質問等ございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

(発言なし)

**大井会長**

ございませんか。

(「なし」の発声)

**大井会長**

質問等なければ、次に「その他」に移ります。

委員の皆様方から、委員会で共有したい情報等ございませんでしょうか。

(発言なし)

**大井会長**

県から情報はございませんでしょうか。

**太田漁業調整課長**

ございません。

**大井会長**

事務局からございますか。

**前川事務局長**

それでは、事務局から御連絡をいたします。

次回の委員会についてでございますが、急な案件がない限り、来年2月中旬の開催を予定しております。御審議いただく議案でございますが、3月1日付けで免許が予定されております定置漁業権に関して免許申請者の適格性等に係る県からの諮問等を予定しております。具体的な開催日程、議案等が確定いたしましたら文書で御案内させていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局からは、以上です。

**大井会長**

ほか、何かございませんか。

(発言なし)

**大井会長**

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて委員会を閉会といたします。皆様、大変、御苦勞様でございます。

---

終了（午後 2 時 10 分）

---